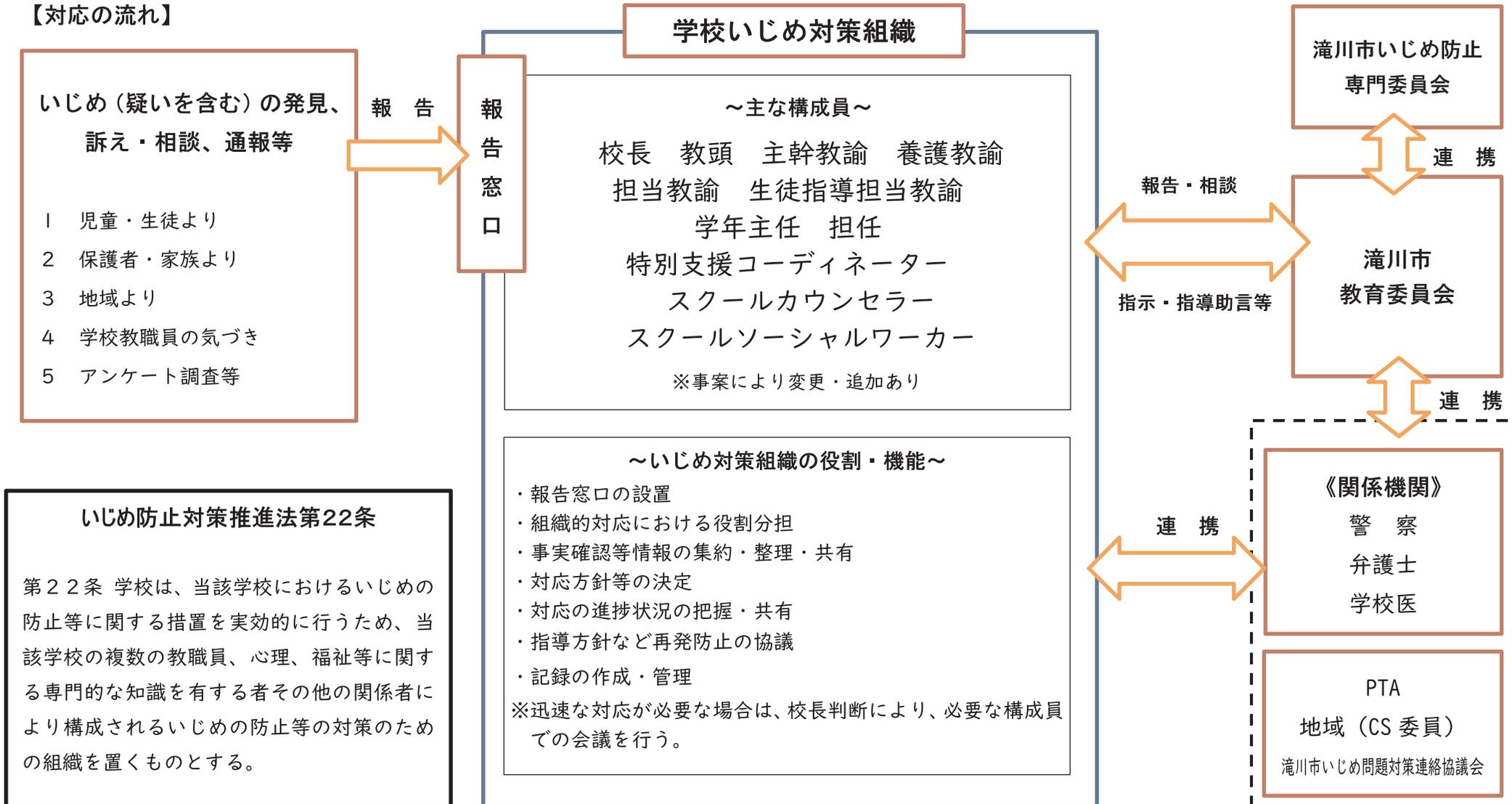


滝川市 いじめ対応に係る学校組織の対応フローチャート

- I 児童生徒、保護者や地域住民等から通報相談を受けた際は、その通報相談情報を学校いじめ対策組織の報告窓口に報告する。
- II 学校いじめ対策組織は、通報相談情報を速報(様式1)として教育委員会に報告するとともに、事実確認などの調査を実施する。
- III いじめ認知となった場合は、所定報告書(様式2)を作成し報告。

【対応の流れ】



いじめ防止対策推進法第22条

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」関係組織と役割

